

肝がん・重度肝硬変の方 医療費の助成対象かもしれません

治療 **2** 月目から **入院^{※1}も通院^{※1}も** **自己負担** 月 **1** 万円へ

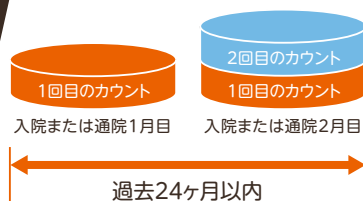
1月あたり 最大47,600円の医療費の助成が受けられます!※2

条件1

B型・C型肝炎ウイルス
が原因の「**肝がん**」や「**重度肝硬変**」
の治療を受けている

1月基準額を超えた
段階で申請できます

条件2



過去2年間（24ヶ月）で、1月あ
たりの医療費[※]の窓口負担が
**高額療養費の
基準額を超える月が
2月以上ある場合**

※対象となる疾患による治療目的の医療費に限ります。

条件3

参加者証の取得

指定医療機関にて「**臨床調査
個人票**」を記入してもらい、
「**医療記録票**」の写し等を添付
し、都道府県に「**参加者証**」の
交付を申請してください。

■入院又は通院している医療機関が、指定医
療機関に指定されていない場合は、都道府
県に相談してください。

条件4

年収約 **370万円以下**

※1 肝がん、重度肝硬変の入院治療、肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療）が対象となります。

※2 助成を受けるためには、参加者証の交付後、1月の対象となる疾患による治療目的の医療費が高額療養費の基準額を超える必要があります。

＼ 令和6年4月1日より申請しやすくなりました。／

条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくはお住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。



B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細

「参加者証」の申請に必要な書類一覧

必要書類	対象		
	70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
① 臨床調査個人票と同意書	●	●	●
② 申請される方の氏名が記載された 医療保険の被保険者証の写し	●	—	—
③ 申請される方の氏名が記載された 医療保険の被保険者証と高齢受給証の写し	—	●	—
④ 申請される方の氏名が記載された 後期高齢者医療被保険証の写し	—	—	●
⑤ 限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担減額認定証の写し	●	—	—
⑥ 限度額適用・標準負担減額認定証の写し (所得区分が「一般」にあたる者を除く)	—	●	●
⑦ 申請される方と世帯全体の 住民税課税・非課税証明書類(所得区分が「一般」にあたる者)	—	●	●
⑧ 申請される方の住民票の写し	●	—	—
⑨ 申請される方の住民票の写し (所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯 に属するすべての方について記載のある住民票の写し)	—	●	●
⑩ 医療記録票の写し	●	●	●

※申請先に関しては、お住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。

助成方法

- ☒ 指定医療機関の場合 医療記録票を書いてもらう
- ☒ その他の医療機関の場合 医療記録票を書いてもらうか、自分で書く
- ☒ 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を書いてもらう
- ☒ 必要書類をそろえて都道府県に申請する
- ☒ 認定協議会で書類が協議され、認定されると参加者証が交付される
- 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証・医療記録票を提示する
- ☒ 入院の場合 医療機関窓口で自己負担額が1万円になります。
- 通院の場合 償還払いで自己負担額が1万円になります。
(都道府県への請求後、高額療養費の基準額との差額を支払います)

よくあるご質問

※詳しくは、お住まいの都道府県、若しくは指定医療機関にご相談ください。

Q どのような制度が教えてください。
肝がんの治療中であれば受けられるのですか？

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん、(重度)肝硬変と診断されている方で、年収約370万円以下であることなど、一定の条件を満たしている場合に助成を受けることができる制度です。

Q 医療記録票、臨床調査個人票及び同意書の記入方法を教えてください。

同意書を除き、臨床調査個人票は指定医療機関、医療記録票は指定医療機関、薬局で記入してもらいましょう。指定医療機関以外で対象となる医療を受けた場合は、ご自身で医療記録票を記入いただくことになります。

Q 助成を受けるためには、どこに何を申請すれば良いのでしょうか？
申請書類や申請方法について教えてください。

助成を受けるためには、都道府県に「参加者証」を交付してもらうための申請が必要となりますので、必要書類をご用意いただき、都道府県に申請をお願いします。申請窓口は都道府県のHP等でご確認ください。年齢の区分毎に申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。

都道府県(場合によっては医療機関)から、医療記録票、臨床調査個人票及び同意書を受け取り、指定医療機関や薬局で記入してもらいましょう。

Q 条件を満たした場合の助成内容について、自己負担はいくらになるのか、高額療養費制度と同時に使えるのか教えてください。

高額療養費の基準額を超えた月の自己負担額が1万円となります。1月あたり、最大で47,600円の助成が受けられます。高額療養費制度も同時に使うことができます。

Q 年収約370万円以下というのはどのように確認すれば良いのでしょうか？

年収約370万円以下の条件を満たすかどうかの確認は、ご自身の高額療養費の限度額適用認定証の所得区分(適用区分)をご確認ください。
70歳未満の方であれば「区分エ」か「区分オ」の方、70歳以上の方であれば「Ⅱ」か「Ⅰ」の方(70歳以上の方で、所得区分が「一般」の方は保険証(高齢受給者証)で確認ができ、一部負担金の割合が「1割」か「2割」の方)が対象になります。

Q この制度は、現在、自分が通っている医療機関以外でも利用することができますか？

この制度の指定医療機関であれば医療機関が変わっても利用できます。
対象の医療機関については、肝炎医療についてまとめている情報サイト「肝ナビ(肝炎医療ナビゲーションシステム)」か各都道府県のHP等でご確認ください。また、薬局については治療薬の取扱いがあれば、どの薬局でもご利用いただけます。

